

広島県告示第千三十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年九月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
牛田南一丁目十六地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号から五号までを平成十六年三月二十五日広島県告示第四百六十二号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。
ただし、標柱四号は告示で指定した土地に存する標柱二十一号と同一とする。

市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
広島市東区		牛田南一丁目						一〇一五番	標柱一号		
								一二二番	標柱二号		
								一〇六番一	標柱三号及び四号		
								四九番六	標柱五号		